

お済みですか? 国民年金の手続き

【詳細】

国保年金課 ☎381-1028
新さっぽろ年金事務所
国民年金課 ☎892-9316

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が必要です。

会社員、公務員の方が退職したときは、厚生年金の資格喪失日から14日以内に国民年金への加入手続きを行ってください。厚生年金に加入している方の配偶者で扶養に入っている方も、配偶者の退職時には手続きが必要です。

手続きは、市役所国保年金課または新さっぽろ年金事務所国民年金課の窓口のほか、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーポータルから電子申請することも可能です。



国民年金保険料の未納期間があると、将来の年金受給が不利になります。

令和6年度の国民年金保険料は月額1万6980円です。納付書以外にも、口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリなどで納付できます。

国民年金の 学生納付特例申請

大学や専門学校に在学中でも、20歳になると国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。

保険料の納付が難しい場合は、学生納付特例の申請が承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

【申請方法】

申請は年度ごとに必要で、令和6年度の申請は4

月1日(月)から受け付けます。必要書類を持参して、市役所国保年金課の窓口で申請を行ってください。

※申請は2年1か月前までさかのぼってすることができます

※令和5年度で既に申請が承認されており、令和6年4月以降も在学予定の方には、4月末までに日本年金機構から継続申請用のがきが届きます。そのほか必要事項を記入して返送することで、令和6年度の申請ができます(学校が変わった場合などは、はがきでの申請はできません)

【申請に必要な書類】

- ・基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード
- ・学生証または在学証明書

固定資産税の「縦覧制度」と「閲覧制度」

【詳細】 資産税課 ☎381-1404

■ 縦覧制度

縦覧制度は、納税者が市内の土地や家屋の評価額が載っている価格等縦覧帳簿を見ることによって、自分の資産と比較し、適正であるかを確認できる制度です。

- ※ 償却資産は縦覧制度の対象ではありません
- ※ 縦覧制度は無料で利用できます

【対象】

1. 固定資産税の納税者
2. 納税者の代理人(同居の親族以外は委任状が必要)
3. 納税管理人

【縦覧期間】

4月1日(月)～5月31日(金)
※平日(祝日を除く)8時45分～17時15分

■ 閲覧制度

閲覧制度は、納税義務者が評価額や面積といった自分の資産の情報が載っている課税台帳を確認できる制度です。

【対象】

1. 固定資産税の納税義務者
2. 納税義務者の代理人(同居の親族以外は委任状が必要)
3. 納税管理人
4. 借地人や借家人など、土地・家屋の使用や収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)がある方

【閲覧開始日】

4月1日(月)

【手数料】

縦覧期間中は、令和6年度分に限り無料
それ以外は1件につき300円

※ 縦覧・閲覧制度を利用するには本人確認ができるものが必要です。他にも書類などが必要な場合があります。詳しくは市HPをご確認ください

